

令和3年2月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度2月総会を日置市役所日置市中央公民館3階研修2・3に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第4号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第67号	農地法第3条許可申請書審議について	(13件)
議案第68号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第69号	農地法第5条許可申請書審議について	(14件)
議案第70号	非農地証明願出書について	(2件)
議案第71号	農用地利用集積計画審議について	(82件)
議案第72号	農作業標準賃金表及び賃借料情報に係る審議	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

6番 重水 賢治

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和2年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が15名出席しております。
なお、重水委員から欠席届が提出されています。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「末永 義弘」委員と、19番「春成 勝美」委員を指名させていただきます。

会長 次に、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱い是非農地です。
参考までに農地の区分については、第2種農地のその他の農地と判断しました。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
また、今回の報告案件については、先月、令和3年1月総会の農地法第5条許可申請書審議にて決議いただきましたので、調査員の報告は、省略させていただきます。
以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第67号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
日高 格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。1件です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は30,849㎡、作物は果樹です。
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

21番 議案第67号の番号5について報告いたします。

令和3年2月18日、私と正の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 議案第67号の日高委員が関係する番号5の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第67号の日高委員が関係する番号5について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第67号の日高委員が関係する番号5について、許可することに決定しました。日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 〔着席〕

会長 議案第67号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、総会資料の修正をお願いいたします。3頁の番号3です。こちらは、申請人から取下願いがあつたため、議案書からの削除をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。資料の3頁から20頁をご覧ください。11件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は692㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は507㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は828㎡、作物は果樹です。

番号6の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は1,183㎡、作物は甘藷です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は516㎡、作物は茶です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は685㎡、作物は果樹です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,781㎡、作物は茶です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は219㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は179㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,356㎡、作物は水稻です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,330㎡、作物は野菜です。

以上、計11件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

24番 議案第67号の番号1について報告いたします。

令和3年2月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

24番 議案第67号の番号2について報告いたします。

令和3年2月20日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第67号の番号4について報告いたします。

令和3年2月20日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第67号の番号6について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第67号の番号7について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第67号の番号8について報告いたします。

令和3年2月22日、私と副の池畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第67号の番号9について報告いたします。

令和3年2月21日、私と副の松崎(弘)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第67号の番号10について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第67号の番号11について報告いたします。

令和3年2月22日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第67号の番号12について報告いたします。

令和3年2月22日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第67号の番号13について報告いたします。

令和3年2月22日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第67号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第67号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第67号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第68号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

また、日程第5、議案第69号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8が関連しますので、合せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。1件です。

番号1は、議案第69号農地法第5条許可申請書審議の24頁番号8と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和元年11月7日付指令農振第5号54で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、申請者は6筆4,360㎡で駐車場及び資材置場として申請されましたが、所有者との協議が進み、変更後の所在の一番下の1000番地1を1筆追加し計7筆5,281㎡で駐車場及び資材置場を整備するため事業計画変更するものであります。22頁の真ん中付近が1000番地1となっていますが、今回こちらが追加分であります。

なお、今回の1筆追加分の権利種別は、賃借権設定です。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第68号の番号1と議案第69号の番号8については、一括して報告いたします。

令和3年2月21日、私と副の松崎(弘)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第68号の案件と関連する議案第69号の番号8について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第68号の案件と関連する議案第69号の番号8について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第69号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の23頁をご覧ください。番号8以外の13件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、牛舎、堆肥・飼料置場、運動場、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、店舗、多目的広場、権利種別は所有権移転です。

番号12の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号13の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号14の転用目的は、多目的広場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号3は、平成元年ごろから、資材置場として使用しており、始末書がついております。

番号6は、隣接する4025番地(原野190㎡)と4024番地1(原野372㎡)と一体利用し、全体面積1384㎡で太陽光を整備するものであります。なお、令和2年3月31日付けで農振除外の決定を受けております。

番号7は、譲受人が昭和40年代に牛舎等を整備しましたが、転用許可をとらずに整備したため、始末書がついております。

番号13は、申請人は、建売住宅を8棟整備する計画で、隣接地3480-4の一部(宅地)、3481-2(山林)、3480-2の一部(宅地)、3480-5の一部(宅地)を一体利用する計画であり、全体面積2023.34㎡であります。

この申請農地は、譲渡人は令和元年7月に3条申請で、父から生前贈与で農地を、娘さん2人の共有名義で取得しており、まだ農地を取得し1年半であり、本来ならば3年間は耕作をお願いしているところではございます。その後、父が他界され他の相続人が財産分与を求めてきており、実家の宅地もあります。家の解体費用を差し引くとお金も残らず、申請地も含めた土地まで処分するしかなく、また、母親の老後資金も考えなくてはならないとのことであり、このため売買し現金化するしかない旨の理由書が付いております。

以上、計13件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

2番

議案第69号の番号1について報告いたします。

令和3年2月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第69号の番号2について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約5.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

21番 議案第69号の番号3について報告いたします。

令和3年2月18日、私と正の重水委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第69号の番号4について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約250mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第69号の番号5について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第69号の番号6について報告いたします。

令和3年2月24日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第69号の番号7について報告いたします。

令和3年2月20日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第69号の番号9について報告いたします。

令和3年2月22日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第69号の番号10について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第69号の番号11について報告いたします。

令和3年2月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第69号の番号12について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第69号の番号13について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第69号の番号14について報告いたします。

令和3年2月20日、私と副の藤崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第69号の番号8以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第69号の番号8以外の案件について、すべての案件について、許

可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第69号の番号8以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。
次の開議を10時10分とします。

午前10時00分休憩

午前10時10分開議

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第6、議案第70号非農地証明願出書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2について、20年以上経過した宅地です。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第70号の番号1について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第70号の番号2について報告いたします。

令和3年2月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第70号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第70号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第70号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第71号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号16、50頁の番号29、30、52頁の番号40です。貸借です。

これらの案件は、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は4,957㎡、畑はなし、計4,957㎡、うち再設定面積は1,447㎡、
利用権設定件数は4件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第71号の横山委員が関係する番号16、番号29、番号30及び
番号40の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第71号の横山委員が関係する番号16、番号29、番号30及び番号40の
案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 〔着席〕

会長 次に、地頭所 忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 53頁の番号45です。貸借です。

この案件は、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は633㎡、計633㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は
1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の地頭所委員が関係する番号45の案件について、計画案ど
おり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第71号の地頭所委員が関係する番号45の案件は、計画案どおり決定した
ので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着席〕

会長 次に、藤崎 善行委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 54頁の番号49です。貸借です。

面積について、田は780㎡、畑はなし、計780㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は
1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し

ていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の藤崎委員が関係する番号49の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の藤崎委員が関係する番号49の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

藤崎委員に着席の連絡をしてください。

33番 [着席]

会長 次に、永野 彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 54頁の番号50です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は2,592㎡、計2,592㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の永野委員が関係する番号50の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の永野委員が関係する番号50の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 次に、鶴田 浩志委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

31番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。57頁の番号2です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は483㎡、計483㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の鶴田委員が関係する農地中間管理機構分の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の鶴田委員が関係する農地中間管理機構分の番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

鶴田委員に着席の連絡をしてください。

31番 [着席]

会長 次に、春成 勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 57頁の番号3、58頁の番号7です。貸借です。

これらは、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田はなし、畑は2,572㎡、計2,572㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の春成委員が関係する農地中間管理機構分の番号3及び番号7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の春成委員が関係する農地中間管理機構分の番号3及び番号7の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、日高 格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 62頁の番号21です。貸借です。

これにつきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。面積について、田は910㎡、畑はなし、計910㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第71号の日高委員が関係する農地中間管理機構分の番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の日高委員が関係する農地中間管理機構分の番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 議案第71号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の43頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は704㎡、計704㎡、作物は茶です。

次に、利用権設定分です。資料の44頁から56頁です。貸借です。

面積について、田は42,813㎡、畑は23,930㎡、計66,743㎡、うち再設定面積は39,971㎡、利用権設定件数は52件、うち再設定件数は30件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の57頁から62頁です。貸借です。

面積について、田は2,755㎡、畑は17,770㎡、計20,525㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は19件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第71号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号農用地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8、議案第72号「農作業標準賃金表及び賃借料情報に係る審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 63頁をお開きください。議案第72号令和3年度農作業関連標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について御説明いたします。

これにつきましては、12月の総会時、委員の皆様方にご説明をし、その後地域ごとに検討していただいた結果を、1月18日の地域代表による検討会で協議し取りまとめた内容となっております。協議結果について報告は受けられていると思いますが、変更点のみ簡潔にご説明いたします。

まず初めに、令和3年度農作業関連標準賃金表についてです。1点目 一番上の段の一般農作業最低賃金が、県最低賃金の改定に伴い30円増額の6,350円に変更しております。

2点目 田の区分に、畦（あぜ）塗りの項目を追加いたしました。各市町の単価については、概ね40円から60円程でしたが、南さつま市と同額の1㎡当り40円で設定いたしました。

3点目 畑の区分に、甘藷の自走式ハーベスタによる掘り取りの項目を追加いたしました。各市町の単価については、15,000円から17,000円程でしたが、南さつま市と同額の16,300円で設定いたしました。

4点目 今年度まで一番下に記載しておりましたオペレーター賃金につきましては、必要性が低いということで削除いたしております。

以上4点以外につきましては、昨年度と同額・同内容となっております。

次に農地の賃借料情報についてです。64頁をお開きください。

1の田畑の賃借料の平均額につきましては、東市来の田が200円減額となり、それ以外につきましては、前年度と同額としております。最高額・最低額については、データどおりで記載してあります。

次に、2の茶畑の賃借料情報についてですが、お茶の平均単価や販売金額等について平成30年から比較してみたところ、約70%となっている状況です。これに伴い賃借料についても、前年までの10,000円から70%の7,000円に変更しております。

また、農業委員会で利用している補助事業であります機構集積支援事業の必要要件にデータ数を記載するようになっておりますので、令和3年度分からデータ数を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第72号の案件については、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第72号の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和2年度2月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

18番 (印)

19番 (印)